日本医学会分科会臨床部会 理事長 会長殿

> 日本医学会長 高久 史麿 公印省略

平成 26 年度医療施設運営費等補助金における専門医養成プログラム 作成支援事業にかかる第 1 次採択結果及び第 2 次募集について(周知依頼)

平素より本会の事業推進にご協力を賜りまして,誠にありがとうございます. 標記については8月15日に厚生労働省医政局医事課医師臨床研究推進室より,各都道府県の医療施設運営費等補助金 専門医認定支援事業担当者に通知していますが,日本医学会分科会(臨床部会)の方々にも周知願いたいとの依頼を受けましたのでお知らせいたします.

なお、本事業ついてのお問い合わせに関しましては各県のご担当者にお尋ね下さい.

本件に関する担当: 日本医学会 長門 Tm 03-3946-2121 (内 2041)

事 務 連 絡 平成26年8月15日

各都道府県 医療施設運営費等補助金 専門医認定支援事業ご担当者 様

厚生労働省医政局医事課 医師臨床研修推進室

平成26年度医療施設運営費等補助金における専門医養成プログラム 作成支援事業にかかる第1次採択結果及び第2次募集について

標記事業につきましては、交付要綱及び実施要綱に基づいて、多くの実施主体から事業計画書を提出いただいたところです。

第1次の採択にあたっては、まず実施要綱に定める、総合診療専門医の養成プログラム又は初期診療が地域で幅広く求められる診療領域で都市部と地域をローテーションする内容の養成プログラムであって、病院群の構成が明確になっている等の計画を選びました。

次にそのなかから、一般社団法人日本専門医機構が今後定める専門医養成プログラム(専門研修プログラム)の認定基準に沿ったプログラムを作成することが、本事業の支援により比較的期待できる計画を、同機構が7月末に発表した「専門医制度整備指針(第1版)」も踏まえ、下記のとおり採択いたしました(別紙1参照)。

また、予算に残額が生じていることから、第1次募集で不採択だった事業を見直しした計画及び新規の事業計画を対象として、第2次募集を別紙2のとおり行います。補助金の交付を希望する場合は、貴都道府県内の事業計画を取りまとめのうえ、9月30日(火)までに提出いただくようお願いいたします。

なお、第1次採択された事業計画に該当する県に対しては、採択の内示を一緒に 送信していますので、念のため申し添えます。

記

予算		281, 134 千円
第1次採択**	28 件	39, 798 千円
総合診療専門医(再掲)	23 件	33, 108 千円
その他専門医 (再掲)	5件	6,690 千円
予算残額 [※]		241, 336 千円

※ 採択された事業が交付決定前のため、採択額及び予算残額は 若干増減する可能性があります。

専門医養成プログラム作成支援事業の採択にかかる考え方

- 1. 実施要綱に定める、地域医療に配慮した、総合診療専門医の養成プログラム又は 初期診療が地域で幅広く求められる診療領域で都市部と地域をローテーションす る内容の養成プログラムであって、次の条件を全て満たしていること。
 - ① 基本領域の研修プログラムであること。
 - ② 病院群を構成する施設が明確になっていること。
 - ③ ②の病院群において、都市部と地域をローテーションする内容の研修プログラムであること。
- 2. 一般社団法人日本専門医機構が今後定める専門研修プログラムの認定基準に沿ったプログラムを作成することが、同機構が7月末に発表した「専門医制度整備指針 (第1版)」*1も踏まえ、比較的期待できる*2こと。
 - ※1 専門医制度整備指針では、基幹施設の認定基準として「初期臨床研修の基幹型臨床研修 病院の指定基準を満たす教育病院の水準」を定めていることから、診療所等の施設は採択外 といたします。
 - ※2 専門研修プログラムの認定基準に沿ったプログラム作成を比較的期待できるかどうかの 観点として、専門医制度整備指針も踏まえ、以下を考慮しています。
 - ① 専門研修の目標
 - ② 専攻医の評価方法
 - ③ 専門研修の期間と内容
 - ④ 育成する専攻医の数
 - ⑤ 専門研修病院群の構成
 - ⑥ 専門研修の実施に充てる人的・物的資源
 - ⑦ 当該病院の診療実績
 - ⑧ 専門研修施設としての適性
 - ⑨ 専門研修プログラムに対する自己評価方法
 - ⑩ 専門研修プログラムの管理運営
 - ① 専攻医の採用と修了

専門医養成プログラム作成支援事業第2次募集について

1. スケジュール

- 第2次募集はどのようなスケジュールで進めるのか。
- → 9月30日(火) 事業計画書の提出期限
 - 10月31日(金) 採択結果の内示及び交付申請書の提出依頼(予定)
- ・ 本事業については、平成27年度も実施する予定はあるか?
- → 担当部局としては、平成 27 年度も継続する方向で考えています。(今後、概算要求に向けて手続きを進めます。)

2. 対象プログラムの範囲、内容

- ・ 実施要綱に「新たな専門医の仕組みにおける専門医の養成プログラムの認定 基準を踏まえた」とあるが、認定基準がまだ示されていない場合、どのように すればよいか。
- → 専門医の在り方に関する厚労省検討会の報告書や日本専門医機構の検討状況等に留意し、以下の文書も参考として、現時点での専門研修プログラムを作成するための計画を申請してください。
 - 専門医制度整備指針(第1版)(日本専門医機構:2014年7月)
 - ・ 総合診療専門医に関する委員会のまとめ

(組織委員会の下に設置された総合診療専門医に関する委員会:2014年5月)

なお、採択にあたっては、日本専門医機構の知見も得ながら、認定基準に沿ったプログラムを作成することが比較的期待できるかどうかを、別紙1「考え方」に沿って選考します。

- ・ 実施要綱の「初期診療が地域で幅広く求められる診療領域」は、地域の実情 に応じて18の基本領域の内であれば認められると考えてよいか?
- → そのとおりです。(まずは基本領域を想定しております。)
- ・ 実施要綱に「都市部と地域をローテーションする内容の養成プログラム」と あるが、これは具体的にどういったものか。
- → 中核病院と地域の協力病院等で病院群を構成しているプログラムとなります。整備指針では「基幹施設単独で専門研修プログラム要件を満たす場合もある」と記載されていますが、地域医療に配慮した養成プログラムの作成を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、基幹施設だけで完結するプログラムは補助対象外とします。

・ 実施要綱に「都道府県(地域医療支援センター等)と連携しつつ」とあるが、 具体的にどのようなことを想定しているのか?

また、このことについて、申請書等に記載することはあるか?

- → 研修病院群の設定は、プロフェッショナルオートノミーを基盤としつつ、地域の実情に応じて行うことが重要です。このため、地域医療に配慮した病院群となるよう、実施主体が都道府県(地域医療支援センター等)に相談しながら事業計画を立案していただくことを想定しています。
- → 提出にあたり、相談、連携状況に関する申請書等への記載を条件とするものではありません。
- ・ 都道府県をまたいだ病院を含む病院群を構成した場合も、本事業の補助対象 となるのか。
- → 本事業は、地域医療に配慮した病院群の設定や養成プログラムの作成等を支援するためのものです。その趣旨にかなう専門研修プログラムであれば、都道府県をまたいだ病院を含む病院群であっても補助対象といたします。

3. 日本専門医機構によるプログラム認定

- ・ 作成したプログラムについては、作成後に日本専門医機構の認定を受ける必要があるか。また同機構に申請して結果的に認定されなかった場合はどうか。
- → 日本専門医機構へ専門研修プログラムの申請をしていただく必要があります。申請の結果、認定されなかった場合であっても補助の対象になりますが、 その後に必要な修正等を加えて、最終的には認定を受けてください。

4. 都道府県負担

- 都道府県の1/2負担はなくともよいのか。
- → 県費による補助は必須ではありません。
- ・ 県費分を「新たな財政支援制度」により創設予定の基金から充当することは 可能か。
- → 県費分を基金から充当することはできません。

5. 補助先

- ・ 国立大学、国立病院も補助先に含めてよいのか。
- → 国立大学法人、国立病院機構の病院も補助先に含むことができます。
- ・ 直接補助=県立病院、間接補助=県立以外の病院、という理解でよいか。
- → そのとおりです。

6. 補助額、積算

- プログラム作成に係る経費の基準額はいくらか。
- → 1つのプログラムあたり 3,269 千円を基準額とします。
- ・ プログラム作成に係るどのような経費が補助されるのか。
- → 専門研修プログラム作成には、作成を担当する医師の人件費や事務職員の雇 上、また研修病院群間での連絡調整旅費等の経費がかかることを想定しており、 そのための経費を補助します。
- 専門研修プログラムの認定基準が決まっていないなかで、総事業費をどこま で精査すべきか?
- → 現時点では、まず「専門医制度整備指針(第1版)」を踏まえた専門研修プログラムの整備に要する経費を計上してください。各領域の認定基準は順次発表される予定のため、領域に応じた経費については可能な範囲の概算計上でかまいません。
- ・ 支出予定額明細書の人件費について、例えば年間の人件費 1,000 万円の常勤 職員が、うち半年をプログラム作成に費やしたとすれば 1,000 万円×1/2 を算 定基礎とするという記載方法でよいか?
- → そのとおりです。今回の事業に従事する時間分の人件費を算出してください。
- ・ 1つの実施主体で複数の領域を申請する場合はどうなるのか。
- → プログラムごとに事業計画書を作成し、提出してください。基準額は1つの プログラムあたり3,269 千円ですが、1人の事務職員が兼任するなどの場合に 重複計上とならないよう注意してください。

7. その他

- ・ 今回の補助金の対象は新規のプログラムのみが対象か?それともプログラム の更新やブラッシュアップ、リニューアルも対象と考えてよいか?
- → 既存プログラムの更新等であっても、今後発表される専門研修プログラム認定基準に沿った内容への変更を検討しているのであれば、それにかかる経費は対象とします。

専門医認定支援事業実施要綱

1. 目的

新たな専門医の仕組みについては、平成25年4月に取りまとめられた「専門医の在り方に関する検討会」の報告書において、新たに中立的な第三者機関を設け、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行うこととされている。

この事業は、新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、 研修を行う医療機関に対する専門医の養成プログラムの作成支援 及び専門医に関する情報システム開発等の支援を行うことにより、 専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的 とする。

2. 事業の実施主体

(1) 専門医の養成プログラムの作成

医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

- (2) 専門医に関する情報システム開発等
 - 一般社団法人日本専門医機構

3. 事業の内容

(1) 専門医の養成プログラムの作成

新たな専門医の仕組みにおける専門医の養成プログラムの認定基準を踏まえた、地域医療に配慮した以下に示すいずれかの専門医の養成プログラムの作成を行う。

- ① 総合診療専門医の養成プログラム
- ② 初期診療が地域で幅広く求められる診療領域で都市部と地域をローテーションする内容の養成プログラム

※養成プログラムを作成する研修を行う医療機関は、都道府県(地域医療支援センター等)と連携しつつ、指導体制等の研修の質を確保した上で、地域の協力病院等で病院群を構成すること。

(2) 専門医に関する情報システム開発等

新たな専門医の仕組みを構築するために、以下に示す活動等を行う。

- ① 専門医の質や分布等を把握するための専門医等に関するデータベースを管理するためのシステムの開発
- ② 新たな専門医の仕組みついての認識を深めるためのシンポジウム等の開催及びパンフレット等の発行
- ③ 研修を行う医療機関ごとの専門医の養成プログラム認定のための訪問調査等の実施
- ④ 訪問調査を担当するサーベイヤーを養成するための講習 会等の開催

4. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、 厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報 基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補 助を行うことができるものとする。

5. その他

- (1) 医政局長は、必要に応じ上記3.(2)①の管理システム の情報を求めることができるものとする。
- (2) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、医 政局が別に定めることがある。